

職員の給与に関する条例等の改正について

1. 人事院勧告に基づく給与改定

(1) 人事院勧告の概要について

ア. 月例給の改定（令和5年4月1日より適用）

民間給与との較差を埋めるため、初任給及び若年層の俸給月額を引き上げ、俸給表の水準を平均1.1%引き上げます。

イ. 期末勤勉手当の改定（令和5年12月1日より適用）

期末勤勉手当の支給月数を0.1月分引き上げます。なお、民間の支給状況等を踏まえ、期末手当及び勤勉手当に0.05月ずつ均等に配分します。

(2) 名張市の給与改定の方針

職員の給与改定については、人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じて実施することを基本としていることから、今回の改定も当該勧告に準拠し、実施するものです。

【改定後の支給月数の内訳】

			6月期	12月期	年間
令和5年度	現行	期末手当	1.20月（支給済み）	1.20月	2.40月
		勤勉手当	1.00月（支給済み）	1.00月	2.00月
		計	2.20月（支給済み）	2.20月	4.40月
	改定後	期末手当	1.20月（支給済み）	<u>1.25月</u>	<u>2.45月</u>
		勤勉手当	1.00月（支給済み）	<u>1.05月</u>	<u>2.05月</u>
		計	2.20月（支給済み）	<u>2.30月</u>	<u>4.50月</u>
令和6年度		期末手当	<u>1.225月</u>	<u>1.225月</u>	<u>2.45月</u>
		勤勉手当	<u>1.025月</u>	<u>1.025月</u>	<u>2.05月</u>
		計	<u>2.25月</u>	<u>2.25月</u>	<u>4.50月</u>

- ・再任用職員は、期末勤勉手当の支給月数を0.05月分引き上げます。
- ・特定任期付職員は、期末手当の支給月数を0.1月分引き上げます。

2. 名張市独自の給料削減

(1) 給与水準適正化による給料削減

財政状況を踏まえた給与水準適正化の措置として、ラスパイレス指数の抑制のために行政職の給料削減を行っており、令和6年度についても本年度と同様、7級は5%、6級は4%、5級は1%の削減を実施します。

## (2) 財源不足に対応するための給料削減

令和2年度に作成した中期財政見通しに基づく財源不足対応策として、令和3年度から3年間で、全会計の全職員を対象にしてきた給与削減（令和3年度は2%、令和4年度は1%、令和5年度は2%）については、令和5年度をもって終了することとします。

## (3) (1) 及び(2) による給料表・級別削減率

適用区分	削減率	
	現行 (令和5年度)	改定後 (令和6年度)
行政職給料表の適用を受ける7級の職員	5%+2%	5%
行政職給料表の適用を受ける6級の職員	4%+2%	4%
行政職給料表の適用を受ける5級の職員	1%+2%	1%
行政職給料表の適用を受ける看護教員及び言語聴覚士の業務並びに医療事務の業務に従事する職員	2%	-
行政職給料表の適用を受ける職員（上記以外の職員に限ります。）	2%	-
現業職給料表の適用を受ける職員	2%	-
医療職給料表の適用を受ける職員	2%	-
任期付職員及びフルタイム会計年度任用職員	2%	-

## 3. 管理職手当の減額措置

管理職手当の支給額の減額（5%～20%の減額）については、令和5年度をもって終了することとします。

## 4. 特別職期末手当の削減措置

平成27年12月から実施している特別職の期末手当については引き続き30%の削減を行います。

## 5. 改正する条例

- ・職員の給与に関する条例
  - ・名張市一般職の任期付職員の採用等に関する条例
  - ・名張市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例
- ※3及び4については、削減に伴う条例等の改正は不要です。